

伊勢崎市立坂東小学校 学校いじめ防止基本方針

令和5年4月

○ 策定の意義及び基本的な方向

いじめは児童の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。また、最近のインターネットを介した、いわゆる「ネット上のいじめ」は、いじめを一層見えにくいものになっている。

いじめ問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むだけでなく、家庭、地域及び関係機関等の力も積極的に取り組み、社会全体で対峙することが必要である。また、いじめの防止、そして解決のためには、児童にいじめを絶対に許さない意識と態度を育てるとともに、子供たちが現代社会の課題（問題点）を見つけ、積極的に対処しようとする志を育てることが肝要である。

そこで、本校におけるいじめ防止等の対策を、総合的かつ効果的に推進するため、いじめ防止対策推進法及び国の「いじめ防止等のための基本的な方針」や「群馬県いじめ防止基本方針」「伊勢崎市いじめ防止基本方針」を受け、「伊勢崎市立坂東小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

Ⅰ いじめ防止等の対策に関する基本的な考え

（１）いじめ防止対策の基本理念

- すべての児童が安心して学校生活を送り、目標をもって様々な活動に取り組むことができるようにする。
- いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにする。
- いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、家庭や地域その他の関係機関との連携の下、いじめ問題を克服することを目指して行う。

（２）いじめの定義＜法第2条＞と認識

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 「いじめは、どの学校でも・どの学級でも・どの子供にも起こり得る」という認識をもち、子供も大人も「自分の問題」として考える。
- いじめが生じた場合には、いじめられている子供の立場に立ち、絶対に守り通す。
- いじめの子供に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- いじめは人権侵害であり、「いじめを絶対に許さない学校（学級）」をつくる。

Ⅱ いじめの未然防止

（１）「居場所づくり」・「絆づくり」と「自己有用感」

- 児童が学校で過ごす中で一番長いのは授業の時間であり、「わかる授業」「すべての児童が参加・活躍できる授業の工夫」を目指した「授業づくり」を学校全体で進める。
- 居心地のよい集団の中で「きちんと授業に参加し、基礎的な学力を身に付け、認められているという実感をもった子供」なら、いたずらにいじめの加害に向かうことはないはずであるという考えの下、日常から個々の児童理解に努め、共感的な人間関係を築いていく。

(2) 児童の実態と課題

不登校やいじめ等の問題行動を未然に防ぐことは、現在の学校教育に課せられた重要な課題である。これらの問題行動を示す子供たちの多くは、学級の中で認められているという「自己有用感」をもてず、孤立していると感じている。加えて、他とのコミュニケーションを上手にとれないため、「共感的な人間関係」を築くこともできていない。そのため、学級や学校という社会集団の中で、自分と他人との相互関係を深く考え、なすべきことを正しく判断して主体的に行動に移すという「自己決定力」も十分に身に付いていない。

(3) 「たくましさ」を育む生徒指導の下で

「たくましさ」を「正しく判断し、主体的に行動できる力」と考える。上記のような状況に陥らないようにするためには、子供たちが、集団の中で、自分の考えを適切な言葉や行動で表現しようとする「自己表現力」を高めていく必要がある。また、不登校やいじめとは無関係に見える子供でも、学習や人間関係について悩みを抱えている場合も少なくない。そうした子供たちにも、自分の意見や考えを適切に表現できる力を育成する必要がある。

「自己表現力」を高めることによって、正しく判断し、主体的に行動できる力をもつ子供たちが育っていくものと考え。このことは、不登校やいじめを未然に防ぐ手立てになるとともに、子供たち一人一人の生きがいを育むことにもつながると考える。学級の児童が「自己表現」する場合は、学校生活全般にわたっており、日常活動のすべての場面を通して支援・指導していくことが大切である。特にその中で、担任教師が深く関われる学級経営（学級活動）を中心に、以下のような具体的な手立てを行う。

- ① 毎月、「生活アンケート」を実施し、「いじめ」の有無だけでなく、「自己表現力」や「自己有用感」の実態を把握し、学年会で取り上げ、支援・指導に役立てる。
- ② 朝の会・帰りの会の時に、スピーチの時間等を設定し、自分の経験や意見を発表したり、友だちの話を聞いたりする表現活動の日常化を行う。
- ③ 学校での生活について、日記やカードを用いて自己評価（ふりかえり）や相互評価（認め合い）を行うとともに、担任のコメントを工夫し、自己有用感を高め、共感的な人間関係を築く。
- ④ 帰りの会等の時間に、係や委員会のための時間を確保することで、係活動や委員会活動を活性化し、行動による自己表現力を高める機会とする。
- ⑤ 学級活動での話し合い（学級会）を通して、話し合いのルールを学び、自己表現力を高め、自分の意見と他の意見を比較検討してよりよい結論を導けるようにしていく。

(4) 児童の主体的ないじめ防止活動（R4年度に実施したもの）

＜児童会・いじめ防止活動計画＞ 主なもの

- 5月 「1年生を迎える会」
 - ・進級や入学の喜びを分かち合い、仲良く、助け合って学校生活を送れるようにする。
 - ・学級目標や個人目標の決定、学級における諸問題の解決（計画委員会の発足）
- 「春のいじめ防止強化月間」
- 「あいさつ運動の開始」
- 8月 「いじめ防止標語・ポスター」の応募
- 11月 学級における諸問題の解決（学級会の充実）
- 12月 「坂東小・人権週間＝標語づくり」
- 「冬のいじめ防止強化月間」
- 2月 「ワールド集会」
 - ・諸外国の人々の生活や文化を理解し、尊重する態度を育てる。
- （外国籍児童が活躍できる場に）
- 「6年生を送る会」

※伊勢崎・佐波地区の小中高、中等教育学校、特別支援学校が参加する「いじめ防止フォーラム」や、伊勢崎市教育委員会が実施する「いじめ防止子供会議」との関連を図る。

3 いじめの早期発見

(1) 基本的な考え方

- ①児童のささいな変化に気づくこと。＜5W1H＞を記録する。
- ②気づいた情報を確実に共有すること（学年・生徒指導部会）
- ③（情報に基づき）速やかに対応すること

★今まで当たり前、あるいは何気なく行ってきたことを、意識的に行い、積極的に活用する。

- 【例】**・健康観察時に、一人一人の顔を見て、声を聞く。
- ・学級日誌の記述から、クラスの様子を把握する。
 - ・「ふりかえり」や「日記」等で児童理解を深める。
 - ・保健室や専科の授業での様子をよく聞く。

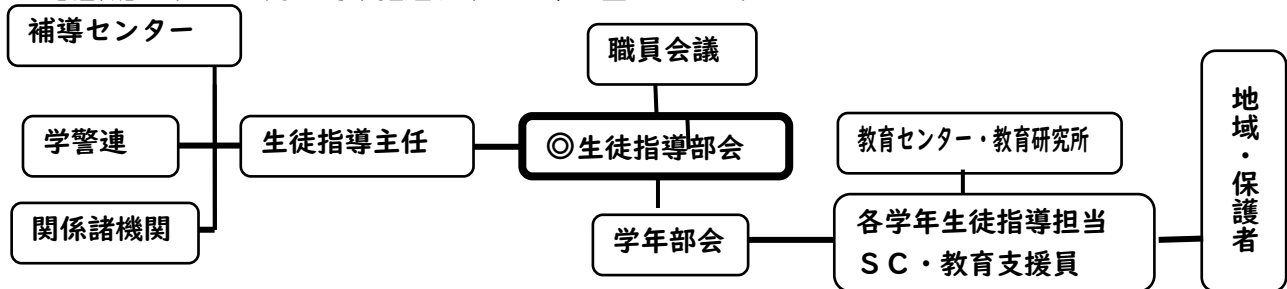
(2) 「生活アンケート」の実施・集計・活用

- ① 実施日…毎月の最終週（その日のうちに目を通し、対応できる時間帯に実施）
- ② 集計（実態把握）…実施した日
- ③ 対応…複数の職員で確認し、気になる記述があったらよく話を聞く。
 - ◎学級担任が単独で判断せず、学年主任、生徒指導主任、管理職に適宜相談する。
- ④ 実施後、学年会に集計表を持ち寄り、情報を共有し、対応や改善策を考える。

4 いじめの早期対応

(1) いじめの対策のための「組織」と「対応」

【組織】（いじめ防止対策推進法第22条に基づくもの）



◎生徒指導部会・・・校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、日本語教室担当、特別支援教室担当、学年生徒指導担当、SC

【対応内容】

- ① 担任からの現状報告や要望
- ② 手立ての検討
- ③ 手立ての実行（実践）
- ④ 報告・再検討
- ⑤ 継続的な支援・指導

(2) 対応についての留意点

- いじめとして対応すべき事案か否かは、「組織」＝「生徒指導部会」で判断する。
- 被害児童のケア、加害児童の指導など、問題の解消まで「組織」が責任をもつ。問題の解消とは、単に謝罪や責任を形式的に問うことで達成されるものではなく、児童の人格の成長に主眼を置き、問題の再発を防ぐとともに、その後の経過も見守り続ける。
- 保護者との連絡や相談は複数人（スクールカウンセラーを含む）であたり、より正確な情報の確認やより適切な対応に努める。

5 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

- いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合。
- いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とする）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合。

(2) 重大事態への対応

- 重大事態が発生した旨を、伊勢崎市教育委員会に速やかに報告する。
- 伊勢崎市教育委員会が調査の主体を判断し、決定する。
- 学校を調査主体とした場合、市教育委員会の指導・助言の下、当該事案に対する組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。